

# 農業法人の法人形態とその特徴

令和3年11月9日

オンライン研修にて

税理士 高浜 博美



# 今日の内容

- ▶ 農業法人の法人形態とその特徴

- 法人形態の選択

- 税法の扱いについて《会社法人と農事組合法人の違い》

- ▶ 農業法人設立までの流れ

- 設立の時期

- 決算月の選択

# 農業法人の法人形態とその選択

	株式会社 ■	合同会社	農事組合法人
設立に必要な人数	1人でもできる		3人以上必要
議決権の関係	株式の数・出資額に制限なし	農業関係者が社員（出資者）の過半数が必要	
設立費用	20万円	5万円	かからない
役員の任期	取締役：2年 監査役：4年	制限なし	3年以内

# 農業法人の法人形態とその選択

	会社法人	農事組合法人
法人税	年所得800万以下 : 15% 年所得800万円超 : 23.2%	年所得800万以下 : 15% 年所得800万円超 : 19%
事業税	年所得400万円以下 : 3.5% 年所得400万円超800万円 : 5.3% 年所得800万円超 : 7.0%	農地所有適格法人 : 非課税 ※畜産業・農業作業受託は会社法人と同じ（肉用牛を売却した場合の特例あり）
組織変更	農事組合法人への変更は出来ない	株式会社への変更は出来る。 ※合同会社への変更は出来ない。

# 農業設立までの流れ

	耕種農業			畜産農業
	稲作農業	大豆	左記以外	
法人設立の時期	作物が少ない1月～4月初めが良い。 ※消費税の免税事業者となるときは、免税期間を長くするとよい。			第1期を短くする。
会計期間（決算月）の選択	12月～3月にするとよい	交付金のもらう時期に合わせる	自由に決めることが出来る	3月・6月・9月・12月のいずれかが良い
資本金の決定	資本金を1億円を超えると、軽減税率及び均等割が高くなる。			消費税の課税事業者になるようにする。

# 今日のまとめ

- ▶ 法人の形態によって、設立までの費用及び税金が異なる。
- ▶ 決算月をいつにするかは、自由に決めることができる。
- ▶ 資本金の金額によって、税金の負担が異なる。